

相続 定期貯金II

預入期間：1年・3年 店頭表示利率に

年 **0.2%** **上乗せ**

(税引前)

ご契約
いただける方

個人の方

対象となる
資金

相続により取得した資金

(相続手続完了後1年以内の資金とさせていただきます。不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金も含まれます。)

お預入金額

100万円以上(相続により取得した金額を上限とさせていただきます。)

お預入期間

1年、3年

その他

- 他金融機関で相続手続をされた場合は、申込時に相続手続書類等で相続により取得した資金であることを確認させていただきます。
- 満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- 上記金利は初回満期日までとし、自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。
- 商品の詳細は、商品概要説明書にてご確認ください。

令和7年4月1日現在



自然・夢・ふれあい…大切にします

藤枝地区

岡部支店 054-667-0711
立花支店 054-641-2358
葉梨支店 054-638-0255
稲葉支店 054-641-1061
青島支店 054-641-2226
大洲支店 054-635-2146
高洲支店 054-635-2050

焼津地区

焼津支店 054-626-6111
東益津支店 054-628-4133
大村支店 054-629-5312
豊田支店 054-628-3092
小川支店 054-628-2542
大富支店 054-624-4312
和田支店 054-624-5362
静浜支店 054-622-1411

島田地区

島田支店 0547-35-2121
中溝支店 0547-35-2233
六合支店 0547-35-6677
島田北支店 0547-32-0221
初倉支店 0547-38-0080

キタハイ地区

金谷支店 0547-46-2126
五和支店 0547-45-2137
川根南支店 0547-53-2027
中川根支店 0547-57-2003
本川根支店 0547-59-3123

JA おおいがわ

検索



詳しくは、JAおおいがわのホームページまたは商品概要説明書をご覧ください。
不明な点はお気軽に窓口までお問い合わせください。

相続定期貯金Ⅱ 商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	〇スーパー定期貯金(愛称:相続定期貯金Ⅱ)
2. 販売対象	〇相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方(不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 取扱期間	〇令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)
4. 預入期間	〇定型方式:1年(単利型)、3年(複利型) ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	〇一括預入 〇一契約当り 100万円以上1,000万円未満 〇1円単位
6. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ※不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
7. 払戻方法	〇満期日以後に一括して払い戻します。 〇預入期間3年のものについては、一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。(ただし、一部支払い後の定期貯金残高が100万円以上必要です。)
8. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	〇預入時の店頭表示利率に0.2%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、継続日における同期間のスーパー定期貯金店頭表示利率を適用します。 〇満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり金利上乗せとはなりませんのでご了承ください。 〇預入期間3年のものについては、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 〇満期日以後に一括して支払います。 (預入期間1年) 〇利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 (預入期間3年) 〇付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 〇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 〇金利は店頭に表示しています。
9. 付加できる特約事項	〇総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) 〇マル優(障がい者等を対象とする「小額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 〇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)をご利用になれます。
10. 中途解約時の取扱い	〈預入期間1年〉 〇満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50% 〈預入期間3年〉 〇満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 … 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 … 約定利率×90%
11. 貯金保険制度(公的制度)	〇保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	〇原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。 〇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 〇他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 〇金利環境の変化等により、お取り扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAお問い合わせページにてお知らせいたします。

1. 商品名(愛称)	〇大口定期貯金(愛称:相続定期貯金Ⅱ)
2. 販売対象	〇相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方(不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 取扱期間	〇令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)
4. 預入期間	〇定型方式:1年・3年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	〇一括預入 〇一契約当り 1,000万円以上 〇1円単位
6. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ※不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
7. 払戻方法	〇満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	〇預入時の店頭表示利率に0.2%を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 〇満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり金利上乗せとはなりませんので、ご了承ください。 〇預入期間1年のものは、満期日以後に一括して支払います。 〇預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 〇付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 〇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 〇金利は店頭に表示しています。
9. 付加できる特約事項	〇総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) 〇マル優の取扱いはできません。 〇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)をご利用になれます。
10. 中途解約時の取扱い	〇満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 - 約定利率×30% C. 約定利率 - (基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応答日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 - 約定利率×30% B. 約定利率 - (基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 〇中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
11. 貯金保険制度(公的制度)	〇保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	〇原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。 〇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 〇他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 〇金利環境の変化等により、お取り扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAお問い合わせページにてお知らせいたします。